



平成 23 年 12 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス
代表者名 代表取締役社長 是枝周樹
(コード番号 9928 東証第 2 部)
問合せ先 経営管理本部長 滝本訓夫
(TEL. 03-5361-6369)

訴訟の判決及び控訴に関するお知らせ

当社及び当社の子会社である株式会社ミロク・システム・トレーディング (以下、「MST」) が、株式会社 PFU (以下、「原告」) より共同被告として提起されている訴訟について、平成 23 年 11 月 30 日付にて、東京地方裁判所より判決の言渡しを受けましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所

平成 23 年 11 月 30 日

(判決書の送達を受けた日 平成 23 年 12 月 2 日)

2. 当該訴訟を提起した者 (原告) の概要

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 商 号 | 株式会社 PFU |
| (2) 所 在 地 | 石川県かほく市宇野気ヌ 98 番地の 2 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長 輪島 藤夫 |

3. 当該訴訟の提起を受けた当社子会社の概要

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 商 号 | 株式会社ミロク・システム・トレーディング |
| (2) 所 在 地 | 東京都新宿区四谷四丁目 31 番地四谷 TS ビル |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 石川 武治 |
| (4) 事 業 内 容 | ソフトウェア関連事業 |
| (5) 資 本 金 | 9000 万円 |

4. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

平成 20 年 1 月 16 日に公表した「訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、MST と原告 (仕入先企業) との売買契約に関して目的物の納品が約定どおりに履行されていないことが発覚したため、MST は原告に対し同契約の解除通知書を送付し同契約を解除いたしましたところ、

これに対して、原告が MST 及び当社に対して同契約に基づく売買代金債務の履行または不法行為に基づく損害賠償等として、MST 及び当社の連帯債務として金 40 億 4013 万 9390 円（その後、金 34 億 5844 万 5440 円に減額されております。）の支払いを請求する訴訟を提起しました。

MST 及び当社は、原告が主張する売買契約につき、目的物の納品がなく同契約は既に解除されており、MST 及び当社には同契約に基づく売買代金債務または損害賠償等の義務はないものと考え、MST 及び当社側の正当性を主張して争ってまいりました。

5. 判決の内容

- (1) 原告の当社に対する請求は、当社の主張が認められ、棄却されました。
- (2) 原告の MST に対する請求は、仮執行宣言を付して、以下のとおり認容されました。
「被告 MST は、原告に対し、金 34 億 5844 万 5440 円及びこれに対する平成 20 年 1 月 16 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。」
- (3) 訴訟費用については、当社は一切負担せず、当社に生じた費用を原告が負担することとされました。また、原告に生じた費用の 2 分の 1 等を MST が負担することとされました。

6. 今後の対応について

MST といたしましては、今回の MST に対する判決を不服として、速やかに東京高等裁判所への控訴の手続きを行い、本判決の是正を求めてまいります。現時点において、本件が平成 24 年 3 月期の連結業績に与える影響はないものと見込んでおります。

なお、本訴訟に関し、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以上